

平成 29 年度使用
山梨県教科用図書採択に関する答申

山梨県教科用図書選定審議会

諮詢第1項

平成28年度山梨県教育委員会の教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による図書）採択基準について

諮詢第1項

平成28年度山梨県教育委員会の教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による図書）採択基準について

学習指導要領の趣旨に則り、新やまなしの教育振興プランを踏まえ、障害のある児童生徒一人一人のニーズに応じながら、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、「生きる力」を育むことができる内容や形式になっているか。

1 内容

- (1) 内容が目標を達成させるために適切なものであること。
 - ・ 知識・理解を得させるために適切な配慮がされていること。
 - ・ 関心・意欲・態度を養うために適切な配慮がされていること。
 - ・ 基礎的・基本的な内容が適切に取り上げられていること。
 - ・ 伝統・文化や環境についての学習が進められるように配慮されていること。
- (2) 内容の程度が児童生徒の実態に応じていること。
 - ・ それぞれの児童生徒の障害の状態や発達段階に応じていること。
 - ・ 児童生徒の生活や経験及び興味や関心に応じていること。
- (3) 内容の組織・配列・分量が適切であること。
 - ・ 意欲的な学習が展開できるような配慮がされていること。
- (4) 内容が地域の実態に応じ得るように配慮されていること。
 - ・ 各地域の実態や児童生徒の生活に広く適応できるように工夫されていること。

2 形式

- (1) 表記や表現が適切であること。
 - ・ 表記が児童生徒にとって適切であること。
 - ・ 図形、挿絵、写真が児童生徒にとって適切であること。
 - ・ 活字などの大きさ・字間・行間が読みやすく工夫されていること。
- (2) 装丁が適切であること。
 - ・ 本の大きさ、紙質が工夫されていること。
 - ・ 製本、装丁が丈夫であること。

質問第2項

特別支援学校及び特別支援学級を有する公立小中学校が使用する教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による図書）採択参考資料について

諮詢第2項

特別支援学校及び特別支援学級を有する公立小中学校が使用する教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による図書）採択参考資料について

1 調査員

山梨県教科用図書選定審議会規則第4条の規定に基づき、専門的な調査研究を行うため、調査員を6人おく。

2 調査研究の内容

教科用図書採択権者に供する採択参考資料の作成

3 調査研究の基本的な考え方

- (1) かたよりのない公正な立場で調査研究を行う。
- (2) 調査研究の資料をとおして、教科用図書の特徴が明らかになるように配慮する。
- (3) 記述にあたっては、教科用図書の内容を具体的に取り上げるようにし、調査員の主観に陥らないようとする。
- (4) 採択の関係者が、見やすくわかりやすいように配慮する。

4 調査研究の観点

- (1) 一人一人の児童生徒の障害の状態及び特性に応じて、実際的で具体的な学習が進められるように、教材の選定などについて工夫されているか。
- (2) 児童生徒の興味・関心を考慮し、学習意欲を引き出すような内容になっているか。
- (3) 児童生徒の生活や経験に基づいた内容であり、実際の生活に生かすことができるよう配慮されているか。
- (4) 教材の分量・提示の仕方が適切であるか。
- (5) 表記・表現・装丁が適切であるか。

以上の調査研究に基づいて作成した教科用図書採択参考資料は別添のとおりです。
なお、この採択参考資料は山梨県教科用図書選定審議会規則第4条の規定に基づき、
山梨県教育委員会が任命した調査員に調査研究を行わせ作成したものであります。

質問第3項

教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について

- I 特別支援学校及び特別支援学級を設置する学校の設置者である市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について
- II 採択の公正確保について

諮詢第3項

教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について

I 特別支援学校及び特別支援学級を設置する学校の設置者である市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について

特別支援学校（県立以外）の校長は、小学部及び中学部において使用する教科用図書について、校内調査委員会を設置し、山梨県教育委員会の示した資料を参考に調査研究を行い、適切な教科用図書を採択する。

特別支援学級を設置する学校の設置者である市町村教育委員会は、各学校の実態を把握するなかで、適切な教科用図書を採択する。

なお、市町村教育委員会は、それぞれ採択協議会を設置し、十分な調査研究を行うことが望ましい。

II 採択の公正確保について

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」並びに「同法施行に伴う事務処理に関する通知」に基づいて、県教育委員会は教科用図書採択に関する公正確保についての指導を行うこと。また、市町村教育委員会はそれを受け、教科用図書採択の公正確保に努めること。

1 指導の方法及び内容について

(1) 文書等による指導

「教科書採択における公正確保の徹底等について」の文書指導を行い、県教育委員会及び市町村教育委員会をとおして、各学校における公正確保についての趣旨徹底を図るようにすること。

(2) 説明会等による指導

教科用図書採択に関する説明会等をとおして、教科用図書採択の公正確保についての趣旨徹底を図るようにすること。

(3) 訪問、面接等による指導

指導主事による学校訪問等のおり、教科用図書採択の公正確保についての趣旨徹底を図るようにすること。

2 情報公開について

採択事務の円滑な遂行及び採択の公正確保に支障をきたさない範囲内で、積極的に情報公開を行うこと。

質問第4項

県立特別支援学校（小学部及び中学部）の平成29年度使用教科用図書の採択について

諮問第4項

県立特別支援学校（小学部及び中学部）の平成29年度使用教科用図書の採択について

県教育委員会は、県立特別支援学校（小学部及び中学部）において使用する教科用図書について、学校ごとに校内調査委員会を設置し、教育委員会の示した資料を基に調査研究を行うよう指導し、その結果を参考にして、採択を行うものとする。

平成 29 年度使用
山梨県教科用図書採択に関する答申

山梨県教科用図書選定審議会

詮問第1項

平成28年度山梨県教育委員会の教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による図書）採択基準について

諮詢第1項

平成28年度山梨県教育委員会の教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による図書）採択基準について

学習指導要領の趣旨に則り、新やまなしの教育振興プランを踏まえ、障害のある児童生徒一人一人のニーズに応じながら、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、「生きる力」を育むことができる内容や形式になっているか。

1 内容

- (1) 内容が目標を達成させるために適切なものであること。
 - ・ 知識・理解を得させるために適切な配慮がされていること。
 - ・ 関心・意欲・態度を養うために適切な配慮がされていること。
 - ・ 基礎的・基本的な内容が適切に取り上げられていること。
 - ・ 伝統・文化や環境についての学習が進められるように配慮されていること。
- (2) 内容の程度が児童生徒の実態に応じていること。
 - ・ それぞれの児童生徒の障害の状態や発達段階に応じていること。
 - ・ 児童生徒の生活や経験及び興味や関心に応じていること。
- (3) 内容の組織・配列・分量が適切であること。
 - ・ 意欲的な学習が展開できるような配慮がされていること。
- (4) 内容が地域の実態に応じ得るように配慮されていること。
 - ・ 各地域の実態や児童生徒の生活に広く適応できるように工夫されていること。

2 形式

- (1) 表記や表現が適切であること。
 - ・ 表現が児童生徒にとって適切であること。
 - ・ 図形、挿絵、写真が児童生徒にとって適切であること。
 - ・ 活字などの大きさ・字間・行間が読みやすく工夫されていること。
- (2) 装丁が適切であること。
 - ・ 本の大きさ、紙質が工夫されていること。
 - ・ 製本、装丁が丈夫であること。

質問第2項

特別支援学校及び特別支援学級を有する公立小中学校が使用する教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による図書）採択参考資料について

諮詢第2項

特別支援学校及び特別支援学級を有する公立小中学校が使用する教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による図書）採択参考資料について

1 調査員

山梨県教科用図書選定審議会規則第4条の規定に基づき、専門的な調査研究を行うため、調査員を6人おく。

2 調査研究の内容

教科用図書採択権者に供する採択参考資料の作成

3 調査研究の基本的な考え方

- (1) かたよりのない公正な立場で調査研究を行う。
- (2) 調査研究の資料をとおして、教科用図書の特徴が明らかになるように配慮する。
- (3) 記述にあたっては、教科用図書の内容を具体的に取り上げるようにし、調査員の主観に陥らないようとする。
- (4) 採択の関係者が、見やすくわかりやすいように配慮する。

4 調査研究の観点

- (1) 一人一人の児童生徒の障害の状態及び特性に応じて、実際的で具体的な学習が進められるように、教材の選定などについて工夫されているか。
- (2) 児童生徒の興味・関心を考慮し、学習意欲を引き出すような内容になっているか。
- (3) 児童生徒の生活や経験に基づいた内容であり、実際の生活に生かすことができるよう配慮されているか。
- (4) 教材の分量・提示の仕方が適切であるか。
- (5) 表記・表現・装丁が適切であるか。

以上の調査研究に基づいて作成した教科用図書採択参考資料は別添のとおりです。
なお、この採択参考資料は山梨県教科用図書選定審議会規則第4条の規定に基づき、
山梨県教育委員会が任命した調査員に調査研究を行わせ作成したものであります。

質問第3項

教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について

- I 特別支援学校及び特別支援学級を設置する学校の設置者である市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について
- II 採択の公正確保について

諮詢第3項

教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について

I 特別支援学校及び特別支援学級を設置する学校の設置者である市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について

特別支援学校（県立以外）の校長は、小学部及び中学部において使用する教科用図書について、校内調査委員会を設置し、山梨県教育委員会の示した資料を参考に調査研究を行い、適切な教科用図書を採択する。

特別支援学級を設置する学校の設置者である市町村教育委員会は、各学校の実態を把握するなかで、適切な教科用図書を採択する。

なお、市町村教育委員会は、それぞれ採択協議会を設置し、十分な調査研究を行うことが望ましい。

II 採択の公正確保について

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」並びに「同法施行に伴う事務処理に関する通知」に基づいて、県教育委員会は教科用図書採択に関する公正確保についての指導を行うこと。また、市町村教育委員会はそれを受け、教科用図書採択の公正確保に努めること。

1 指導の方法及び内容について

(1) 文書等による指導

「教科書採択における公正確保の徹底等について」の文書指導を行い、県教育委員会及び市町村教育委員会をとおして、各学校における公正確保についての趣旨徹底を図るようにすること。

(2) 説明会等による指導

教科用図書採択に関する説明会等をとおして、教科用図書採択の公正確保についての趣旨徹底を図るようにすること。

(3) 訪問、面接等による指導

指導主事による学校訪問等のおり、教科用図書採択の公正確保についての趣旨徹底を図るようにすること。

2 情報公開について

採択事務の円滑な遂行及び採択の公正確保に支障をきたさない範囲内で、積極的に情報公開を行うこと。

質問第4項

県立特別支援学校（小学部及び中学部）の平成29年度使用教科用図書の採択について

諮詢第4項

県立特別支援学校（小学部及び中学部）の平成29年度使用教科用図書の採択について

県教育委員会は、県立特別支援学校（小学部及び中学部）において使用する教科用図書について、学校ごとに校内調査委員会を設置し、教育委員会の示した資料を基に調査研究を行うよう指導し、その結果を参考にして、採択を行うものとする。

